

令和6年度版 建築基準適合判定資格者の手引き 正誤表

令和7年4月2日現在

ページ	該当箇所		訂正内容
127	令和5年 考查B 建築計画2(解答例) 6 用途地域内の用途制限 (に)	誤	法第58条第5項
		正	法第 <u>48</u> 条第5項
130	令和5年 考查B 建築計画2(解答例) 10 道路高さ制限 (は)	誤	(3) 東側B道路(北側A道路の境界線から、北側A道路の幅員の2倍を超え、東側B道路の中心線から10m以内の区域、幅員6m) 2階屋上パラペット立上り部分 ・4.7m+10m+4.7m=19.4m $\leq$ 20m 適用範囲内
		正	(3) 東側B道路(北側A道路の境界線から、北側A道路の幅員の2倍を超え、東側B道路の中心線から10m以内の区域、幅員6m) 2階屋上パラペット立上り部分 ・4.7m+ <u>6</u> m+4.7m= <u>15.4</u> m $\leq$ 20m 適用範囲内
231	令和2年 考查B 建築計画1(解答例) 1 建蔽率	誤	・東側道路境界線は、道路の中心線から2m(敷地境界線から0.5m 後退した位置)とみなす。
		正	・東側道路境界線は、道路の中心線から2m(敷地境界線から <u>0.2</u> m 後退した位置)とみなす。
127	令和5年 考查B 建築計画2(解答例) 6 用途地域内の用途制限	誤	解説 同表(へ)項第四号により、自動車車庫で床面積の合計が300 m <sup>2</sup> を超えるもの又は3階以上の部分にあるもの(建築物に付属するもので令第130条の8で定めるもの又は都市計画として決定されたものを除く。)は建築してはならない。 計画の自動車車庫は300 m <sup>2</sup> を越えず3階以上の部分にないことから建築することができる。
		正	解説 同表(へ)項第四号により、自動車車庫で床面積の合計が300 m <sup>2</sup> を超えるもの又は3階以上の部分にあるもの(建築物に <u>附</u> 属するもので令第130条の8で定めるもの又は都市計画として決定されたものを除く。)は建築してはならない。 計画の自動車車庫は300 m <sup>2</sup> を <u>超</u> えず3階以上の部分にないことから建築することができる。 <u>なお、計画の自動車車庫は建築物に附属する自動車車庫であることから、自動車車庫の床面積が建築物(自動車車庫の用途に供する部分を除く。)の延べ面積の合計を超えず、3階以上の部分にないことから</u> 令第130条の8第一号に該当し、 <u>建築</u> することができる。

127	令和5年 考查B 建築計画 2(解答例) 6 用途地域内の用途制限 (は)	誤	物販販売業を営む店舗は(は)項以外の建築物の用途に該当するが、3,000㎡を超えておらず建築することができる。
		正	物 <b>品</b> 販販売業を営む店舗は(は)項以外の建築物の用途に該当するが、3,000㎡を超えておらず建築することができる。
128	令和5年 考查B 建築計画 2(解答例) 8 容積率(は)	誤	共同住宅の廊下若しくは階段の用に供する部分 (18.50 ㎡+13.50 ㎡+8m+8m)+18m+(4.5 ㎡+18 ㎡+9.5 ㎡)×4+18 ㎡=212 ㎡
		正	共同住宅の廊下若しくは階段の用に供する部分 (18.50 ㎡+13.50 ㎡+8 <u>㎡</u> +8 <u>㎡</u> )+18m+(4.5 ㎡+18 ㎡+9.5 ㎡)×4+18 ㎡=212 ㎡
129	令和5年 考查B 建築計画 2(解答例) 9 隣地高さ制限(は)	誤	・南側隣地境界線 ・高さ 20m を超える部分と、西側隣地境界線までの最小の水平距離は 7.7m
		正	・南側隣地境界線 ・高さ 20m を超える部分と、 <b>南</b> 側隣地境界線までの最小の水平距離は 7.7m
131	令和5年 考查B 建築計画 2(解答例) 11 共同住宅部分の防火区画(竪穴区画)	誤	解説 屋外階段は、共用廊下(解放部分)との部分を除き、耐火構造の壁で区画されており適合。
		正	解説 屋外階段は、共用廊下( <b>開放</b> 部分)との部分を除き、耐火構造の壁で区画されており適合。
132	令和5年 考查B 建築計画 2(解答例) 13 直通階段の数及び歩行距離(売場 2. 住戸 3) (は)	誤	・また、各直通階段に至る歩行距離の重複区画の長さは、歩行距離の 1/2 を超えてはならない。
		正	・また、各直通階段に至る歩行距離の重複区 <b>間</b> の長さは、歩行距離の 1/2 を超えてはならない。
208	令和3年 考查B 建築計画 2(解答例) 11 物品販売業を営む店舗における避難階段の設置、構造、階段の幅及び避難階段に通じる出入口の幅(に)	誤	令第 124 条第 2 項
		正	削除